

学校事故における賠償範囲論の展開 —いじめを理由とする自殺の事案を中心に—

福田健太郎

目次

- I はじめに
- II 裁判例の概観
- III 損害賠償の範囲
- IV おわりに

I はじめに

いじめを理由に児童・生徒が自ら命を断つ⁽¹⁾ケースが後を絶たない。2020年1～3月の毎日新聞の報道⁽²⁾を見ても、2017年に兵庫県
の町立小学校の女子児童が自殺したことについて遺族と町がADRによって和解したというもの（2020年2月28日東京朝刊）、2019年に大阪市立の小学校の女子児童が「いじめを受けたと示唆するメモを残して自殺していた」というもの（2020年3月13日東京朝刊）、2019年に岐阜市立の中学校の男子生徒がいじめを苦に自殺したことについて岐阜県教育委員会が校長らを減給の懲戒処分としたというもの（2020年3月24日中部朝刊）、2018年に大阪市立の中学校の男子生徒が自宅マンションから転落死したことについて市の第三者委員会が「同級生らによるいじめを認定し自殺との因果関係を認める報告書を市に提出した」というもの（2020年3月27日東京朝刊）など、いじめ自殺に関連するものが少なくない。

いじめ自殺をめぐる問題が損害賠償請求という形で訴訟の場に持ち込まれる場合、自殺についてまで被告は責任を負うのか、つまり自殺に係る損害まで賠償の範囲に含まれることになるのかということが主要な争点のひとつとなるが、現在の判例法理を前提とする限り、自殺に係る損害を賠償範囲に含めるため

には、被告の行為（加害生徒が被告になる場合であれば加害行為、学校設置者が被告になる場合は学校の教員のいじめ防止義務違反）と被害者の自殺との間に相当因果関係があることが必要となる。そして、自殺に係る損害は特別損害であるという従来の裁判例に立脚に立てば、両者の間に相当因果関係があるというためには、加害者や学校の教員に自殺についての予見可能性があったことが必要となる。

いじめによって児童・生徒が自殺することがあるということは現在では社会一般の共通認識として定着しているのであるから、常識的に考えれば、予見可能性がないことを理由に相当因果関係を否定されることは基本的にはないはずである。筆者もかつて、学校設置者の責任を論じる際に、「民法416条を類推し、自殺を特別損害としたうえで、予見可能か否かで賠償範囲に含まれるかどうかを決する立場に立ったとしても、通常の教育の専門家であれば自殺が予見可能であることは論を俟たないと思われる」⁽³⁾と述べたことがあるが、その後の裁判例を見ても、予見可能性の不存在を理由に相当因果関係を否定する裁判例が少なくない。原因はどこにあるのかということを探究したうえで、どのような形で解釈論を展開していくべきなのかということは、現在においてもなお検討されなければならない問題と言える。

本稿では、以上のような問題意識の下、いじめ自殺をめぐる従来の裁判例を振り返り（Ⅱ）、いじめによって児童・生徒が自殺する可能性があるということが広く知られ、自殺に係る損害を通常損害と明言する裁判例も登場している現在において、いじめによって児童・生徒が自殺した場合の損害賠償の範囲をどのように考えるべきなのかということについて改めて検討することにしたい（Ⅲ）。

Ⅱ 裁判例の概観

1. 一覽

ここでは、いじめを苦に児童・生徒が自殺したとして遺族から加害者や学校設置者に対して損害賠償請求がなされた裁判例を取り上げ、損害賠償の範囲について裁判所がどのような判断をしたのかということを見ていくことにする⁽⁴⁾。D1-law.com 判例体系をベースにしつつ補充的に Westlaw.Japan や裁判所ウェブサイトを検索すると、いじめを苦に児童・生徒が自殺したとして遺族が加害者や学校設置者に対して損害賠償請求をした裁判例は、2021年1月末時点で約30件存在する⁽⁵⁾。一覽にすると、次の通りである。判決年の表記は分かりやすくするため西暦表記にしている。

【1】新潟地判1981年10月27日判タ456号74頁

新潟県立の高校に通う男子生徒A（本稿では、判決文の表記も含めて被害児童・生徒をAとする）が同級生らの暴行・恐喝等⁽⁶⁾によって自殺したことにつき、これは担任の教諭が生徒を保護・監督する義務を怠ったためであるとして、Aの両親が県に対して国家賠償法1条1項または民法715条に基づき損害賠償請求をしたという事案である。

【2】福島地いわき支判1990年12月26日判タ746号116頁（いわきいじめ訴訟⁽⁷⁾）

福島県いわき市立の中学校に通う男子生徒

Aが自殺したことにつき、これは同級生らによるいじめ（「継続的に暴力を振るわれ、暴力を背景にして金銭の支払を強要されるなど」）によるものであり、学校側が生徒の心身の安全を保持すべき義務を怠ったために生じたものであるとして、Aの家族が市に対し民法715条1項または国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求をしたという事案である。

【3】東京地判1991年3月27日判タ757号98頁（富士見中学いじめ訴訟）

東京都中野区立の中学校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの両親が、①これは同級生らによるいじめ（継続的かつ反復的になされた心理的・物理的ないじめ）によるものであるところ、同校の教員等は生徒の安全を確保し保護監督する義務を怠ったとして、中野区に対して在学契約の債務不履行または国家賠償法1条に基づき（東京都に対しては国家賠償法3条の規定に基づき）損害賠償請求を、また、②監督教育義務を怠ったとして、民法709条、719条に基づき加害生徒らの親権者に対して損害賠償請求を、それぞれ行ったという事案である。

【4】東京高判1994年5月20日判タ847号69頁（【3】の控訴審）

【5】岡山地判1994年11月29日判時1529号125頁

岡山県の町立中学校に通っていた男子生徒Aが自殺をしたことについて、Aの両親が、Aの自殺は同級生らからのいじめ（「継続的かつ反復的に暴行脅迫恐喝等を伴う『いじめ』」）を理由とするものであり、これを防止できなかった中学校側に教育機関としての生徒に対する学校生活上の安全保持義務及び教育的配慮義務を怠った過失があると主張して、中学校の設置者である町に対し、教育諸法上の在学契約における債務不履行または国

家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案である⁽⁸⁾。

【6】秋田地判1996年11月22日判タ941号147頁

県公立高校に通っていた男子生徒Aが自殺したことについて、Aの両親が、Aの自殺は同級生、上級生、寮生らのいじめ（「多大な精神的、肉体的苦痛を伴う『いじめ』」）によるものであり、いじめに関して有効適切な措置を講じなかった高校教員らに過失があるとして、高校を設置管理する一部事務組合に対し国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を請求した事案である。

【7】旭川地判2000年1月25日判例自治213号72頁

北海道立の高校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの自殺は同級生からのいじめを理由とするものであり、担任教諭はいじめを防止する義務を怠ったなどとして、Aの両親が北海道に対して損害賠償を請求した事案である⁽⁹⁾。

【8】横浜地判2001年1月15日判タ1084号252頁（神奈川・津久井いじめ自殺事件⁽¹⁰⁾）

津久井町立の中学校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの両親が、Aが自殺したのは同級生らから繰り返しいじめ（暴行を伴う執拗ないじめ）を受けたからであるとして、①加害生徒に対しては共同不法行為を理由とする損害賠償請求（民法709条、719条）を、②町に対しては安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求（国家賠償法1条または債務不履行）を、それぞれ行ったという事案である⁽¹¹⁾。

【9】富山地判2001年9月5日判タ1115号196頁

富山市立の中学校に通う女子生徒Aが自

殺したことにつき、Aの自殺は同級生らからのいじめ（無視や悪口）が原因であり、市は在学契約または信義則上の安全保持義務（いじめによる自殺を防止すべき義務）を怠ったとして、Aの両親が富山市に対し損害賠償を請求した事案である⁽¹²⁾。

【10】福岡地判2001年12月18日判タ1136号126頁

福岡県の町立中学校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aが自殺したのは同級生らのいじめ（暴行や脅迫など）が原因であり、中学校の教師らは安全配慮義務を怠った（また、校長・教師ら、教育委員会は、いじめについて調査報告する応答義務にも違反した）として、国家賠償法1条1項に基づいて、Aの両親が町に対して損害賠償を請求した事案である⁽¹³⁾。

【11】鹿児島地判2002年1月28日判タ1139号227頁（知覧いじめ訴訟）

知覧町立の中学校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの両親が、Aの自殺の原因は同級生らからの継続のないじめ（暴行や強要など）によるものであるとして、同級生らと町に対して損害賠償を請求した事案である。前者に対する請求は共同不法行為を理由とするものである。後者に対する請求は、いじめを防止する義務を怠ったことなどを理由とするもので、国家賠償法1条1項に基づくものである。

【12】東京高判2002年1月31日判タ1084号103頁（【8】の控訴審）

【13】福岡高判2002年8月30日D1-Law.com判例体系判例ID28072903（【10】の控訴審）

【14】新潟地判2003年12月18日判例自治254号57頁（朝日中学いじめ自殺国家賠償請求事

件)

朝日村立の中学校に通っていた男子生徒 A が自殺したことについて、自殺の原因は同級生やサッカー部員によるいじめであり、中学校の教諭らは安全配慮義務違反を怠ったとして、A の両親が村に対して損害賠償を請求した事案である⁽¹⁴⁾。

【15】さいたま地判2005年5月18日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28130336

川口市立の中学校に通う男子生徒 A が自殺したことにつき、A が自殺したのは同級生らによるいじめ（暴行など）が原因であるとして、A の両親が、加害生徒らの親権者と川口市に対して損害賠償を請求した事案である。前者に対する請求は監督義務違反を理由とするものであり（民法714条、709条、711条）、後者に対する請求は「生徒間にいわゆるいじめ行為がないように注意」すべき義務を怠ったことを理由とするものである（国家賠償法1条1項）。

【16】横浜地判2006年3月28日判タ1235号243頁

神奈川県立の県立高校に通う女子生徒 A が自殺したことにつき、A が自殺したのは吹奏楽部の他の部員によるいじめ（中傷や威圧的な言葉での非難など）が原因であるとして、A の両親が、加害生徒（3人）と神奈川県に対して損害賠償請求をした事案である。前者に対する請求は不法行為を理由とするものであり、後者に対する請求は、担任教諭・吹奏楽部顧問教諭が A に対するいじめを防止するための適切な措置を講じなかったことを理由とするものである（国家賠償法1条または債務不履行に基づく請求）⁽¹⁵⁾。

【17】東京高判2007年3月28日判タ1237号195頁（鹿沼いじめ自殺訴訟⁽¹⁶⁾）

栃木県鹿沼市立の中学校に通う男子生徒 A

が自死したことにつき、A の自死は同級生らからのいじめ（肩パンと称する遊びの相手をさせられたり性器を露出させられたりした）によるものであり、教員らは安全配慮義務に違反し必要な措置を講じなかったとして、A の両親が鹿沼市に対して国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償請求をした事案である⁽¹⁷⁾。

【18】名古屋地判2011年5月20日判時2132号62頁

私立中学校在籍中に同級生らからいじめ（無視、悪口など）を受けていたにもかかわらず学校側はそれを放置し、その結果解離性同一性障害を発症し自死するに至ったとして、自死した女子生徒 A（当時、高校生）の母親が、中学校を設置している学校法人（「債務不履行及び不法行為（民法415条、709条、715条1項）」に基づく）、理事長（民法715条2項に基づく）、校長（同）、クラス担任（民法709条に基づく）に対し損害賠償請求をした事案である⁽¹⁸⁾。

【19】岐阜地判2011年11月30日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28270527

女子中学生 A が自殺したことにつき、A が自殺したのは同級生らによるいじめ（仲間外れ、悪口、侮辱的行為など）が原因であるとして、A の両親が、加害生徒らとその両親に対して、加害生徒らに対しては民法709条、719条1項に基づいて、父母らに対しては民法709条（教育及び監督監護義務違反）に基づいて損害賠償請求をした事案である。

【20】東京地判2012年7月9日訟月59巻9号2341頁

北本市立の中学校に通う女子生徒 A が自殺⁽¹⁹⁾したことにつき、A の自殺は同市立の小学校在学中から続く同級生らからのいじめ（悪口や無視など）が原因であるとして、(1) 北本市に対して①いじめ防止義務を怠ったこ

とによる損害の賠償、②自殺後の調査報告義務を怠ったことによる損害の賠償を国家賠償法1条1項に基づいて求めるとともに、(2)国に対して北本市を指導・助言・援助する義務を怠ったことなどによりAが被った損害の賠償を国家賠償法1条1項に基づいて求めた事案である。

【21】名古屋高判2012年12月25日判時2185号70頁（【18】の控訴審）

【22】山形地判2014年3月11日 Westlaw. Japan 2014WLJPCA03116001

県立高校に通う女子生徒Aが自殺したことにつき、自殺の原因は同級生らからのいじめ（言葉の暴力、嫌がらせなど）であり、校長や担任教諭はいじめ発見・予防義務を怠ったなどとして、国家賠償法1条1項または債務不履行に基づき、Aの両親が山形県に対して損害賠償を請求した事案である⁽²⁰⁾。

【23】前橋地判2014年3月14日判時2226号49頁

桐生市立の小学校に通う女子児童Aが自殺したことにつき、自死の原因は同級生らからの陰湿かつ執拗ないじめ（悪口を言われたり靴を隠されたりした）であるところ、校長や担任教諭はいじめを防止し自死を回避する措置を講じなかった、また、桐生市は自死の原因等を調査報告せず不誠実な対応をしたとして、Aの母親とその配偶者（Aとは養子縁組の届出をしていない）が桐生市に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案である⁽²¹⁾。

【24】神戸地判2016年3月30日判時2338号24頁

兵庫県立の高校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの自殺は同級生らのいじめ（Aをムシと呼んだり、Aに消しゴムのか

すを投げつけたりした）が原因であり、担任教諭はいじめを発見・防止すべき義務を怠り、校長は担任教諭を監督すべき義務を怠ったとして、Aの両親が、加害生徒に対しては民法709条、719条に基づき、担任教諭と校長に対しては同法709条に基づき、兵庫県に対しては債務不履行または国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案である⁽²²⁾。

【25】大津地判2019年2月19日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28271767

大津市立の中学校に通う男子生徒Aが自殺したことにつき、Aの自殺の原因は同級生からのいじめ（種々の暴行ほか）にあるとして、Aの両親が、①加害生徒3人の父母ら（合計6人）に対して民法714条1項または709条に基づいて損害賠償請求をする⁽²³⁾、②加害生徒3人に対して共同不法行為に基づいて損害賠償請求をした事案である⁽²⁴⁾。

【26】札幌地判2019年4月25日判時2437号86頁

北海道立の高校に通う男子生徒Aが自殺したことについて、教員らは①安全配慮義務を怠りAに対するいじめを放置し、かえって不適切な指導によってAを追いつめた、②Aの自殺の原因を調査するために全校生徒を対象に行ったアンケートの回答原本を廃棄するなどして調査報告義務を怠ったとして、Aの母が北海道に対して国家賠償法1条1項または在学契約の債務不履行に基づいて損害賠償を請求した事案である。

【27】熊本地判2019年5月22日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28272332

熊本県立高校の生徒で同高校が設置する女子寮に入っていたAが2013年8月⁽²⁵⁾に自殺したことにつき、Aの自殺の原因は同級生によるいじめ（身体的特徴についての揶揄や校内・寮内での悪口があったという）であると

して、Aの親族が、加害生徒（1人）に対しては民法709条に基づき、熊本県に対しては高校教職員の安全配慮義務違反を理由として国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案である。

【28】大阪高判2020年2月27日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28281202（【25】の控訴審）

【29】福岡高判2020年7月14日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28282306（【27】の控訴審）

【30】福岡地判2021年1月22日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28290996

私立高校に通う男子生徒Aが自死（2013年11月⁽²⁶⁾）したことについて、Aの自死の原因は同級生らによるいじめ（集団的な暴力や侮辱）であるところ、教員は暴力行為等の全容を把握しこれを防止する義務を怠ったとして、Aの親族が学校法人に対して、在学契約に基づく安全配慮義務違反または不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である⁽²⁷⁾。

以上の裁判例以外に、(1) 高校生の自殺の事案であるが学校事故ではないものとして①静岡地沼津支判2001年4月18日判時1770号118頁、(2) 自殺未遂についての責任が問われたものとして②佐賀地判2012年1月27日 Westlaw.Japan 2012WLJPCA01276012、③東京地判2013年3月18日 D1-Law.com 判例体系判例 ID29025930、④横浜地横須賀支判2016年11月7日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28244090、(3) 調査報告義務が問題となったものとして⑤高知地判2012年6月5日判タ1384号246頁、⑥宮崎地判2014年8月6日判例自治395号49頁、(4) 災害共済給付金（死亡見舞金）に関するものとして⑦宇都宮地判2016年10月20日 D1-Law.com 判例体系判例 ID28244092がある。

2. 分類

本稿はいじめを理由（のひとつ）として児童・生徒が自殺した場合の加害者や学校設置者の責任の範囲について検討するものであるが、責任の範囲は予見可能性によって画されてきたため、予見可能性の判断に焦点を当てて上記の【1】～【30】の裁判例を分類することにする。

(1) いじめ自体を否定するもの

いじめの存在そのものを否定、あるいは加害行為の不法行為該当性を否定したものとして、【15】、【19】、【20】、【26】がある。【15】判決は、加害生徒らのAに対する行為はいじめ行為には至らない「悪ふざけ」に止まるものであり、その悪ふざけとAの自殺との間には相当因果関係があるとは認められないなどとして請求を棄却し、【19】⁽²⁸⁾判決は、「被告生徒らによるいじめ行為の存在を積極的に推認させる事実はない」として、請求を棄却した⁽²⁹⁾。また、【20】判決は、「原告らの主張する事実のうち、証拠によって認定することができる事実については、前記のとおりであって、その判断内容に照らし、Aに対して不法行為を構成するまでの行為があったと認めることはできない」としたうえで、小学校の担任教諭、中学校の担任教諭を始め「北本市の担当者らについて、Aとの関係においていじめ防止義務違反があったと認めることは困難である」などとして、市の責任を否定した⁽³⁰⁾。【26】判決も、いじめに関して、吹奏楽局内でいじめがあったとは認められないし、クラス内など吹奏楽局以外の場がいじめを受けていたと疑うに足りる事情も存在しないとした⁽³¹⁾。なお、【7】判決もいじめを否定しているが、予見可能性についても言及しているため、(2)に分類することにする。

(2) 義務違反のレベルで予見可能性に言及するもの

予見可能性について言及する裁判例であっても、その全てが予見可能性を賠償範囲のレベルで扱っているわけではない。学校設置者の責任を検討する場面においては、予見可能性を義務違反・過失のレベルで扱うものも少なくない。【1】、【2】、【5】、【6】、【7】、【8】、【9】、【14】、【22】判決がこれにあたる。たとえば、【8】判決は、学校設置者である町の責任について、担任教諭は「本件自殺のような重大な結果を招くおそれについて、予見することが可能であったのであるから、「より強力な指導監督を組織的に講じるべき義務を有していた」ところ、それを怠り重大な事故の発生を阻止できなかったとして、Aの死亡についての国家賠償法上の責任を認めた⁽³²⁾。また、【14】判決は、「中学の教諭らがAの本件自殺まで予見することは不可能であったというべきであり、「本件自殺まで含めて回避義務があるということとはできない」から、Aが被った「肉体的・精神的損害を回避する義務の違反の限度で、安全配慮義務違反が認められる」、「因果関係について判断するまでもなく、被告がAの自殺による損害を賠償する義務を負わないことは明らかである」とした⁽³³⁾。

(3) 賠償範囲のレベルで予見可能性に言及するもの⁽³⁴⁾

予見可能性を賠償範囲のレベルで扱っていると考えられるものとして、【3】、【4】、【10】、【11】、【13】、【16】、【17】、【18】、【21】、【23】⁽³⁵⁾、【24】、【27】⁽³⁶⁾、【29】の各判決がある⁽³⁷⁾。自殺についての責任を肯定したものとして【11】判決（加害生徒の責任）と【18】判決がある。【11】判決は、加害生徒の責任と学校設置者の責任とで結論が分かれているが、まず前者については、いじめと自殺との間の因果関係を認めたとうえで、「被告同級生らは、

Aに対する暴行等によりAが自殺することを予見することができたというべく、被告同級生らの加害行為とAの自殺との間には相当因果関係があったというべきである」として、Aの死亡についての同級生の責任を認めた。後者については、中学校教員らの安全確保義務違反は認めつつ、「教員らが、直ちにAが自殺に至ることを予見し、又は予見できたとまでいうことは困難である」として、「被告同級生らのAに対する暴行等を防止できなかった限度で、国家賠償法1条1項の責任を負う」とした。自殺について予見可能性がなくても義務違反と自殺との間の相当因果関係を肯定できるとする原告の主張については、「不法行為における特別損害について、過失と当該結果との間に相当因果関係が認められるためには、不法行為者に結果発生の見又は予見可能性が必要であって、いじめによる自殺の場合にのみこれを緩和することはできない」などとして退けた。【18】判決は、「被告らとしては、生徒間でトラブルが発生し、あるいは生徒や生徒の保護者等からトラブルについての連絡を受けるなどした場合…状況に応じた適切な措置を講ずべき義務があった」が「義務を果たさなかったことは明らかであるから…これは債務不履行であるとともに、不法行為と評価できる」としたうえで、「被告らは…Aに対する本件6名の行為が継続するのを放置した場合には、Aの精神的負担が累積、増大し、Aの心身に大きなダメージが生じるほか、場合によっては自死という結果を招くおそれがあることを予見することも十分可能であったというべきである」と述べ、被告らの義務違反とAの解離性同一性障害罹患及び自死との間の相当因果関係を肯定した⁽³⁸⁾。

自殺についての責任を否定したものとして、【21】判決と【24】判決を確認しておく。【21】判決は、いじめ及びいじめ放置とAの自死との間の相当因果関係を否定（いじめ及

びいじめ放置と解離性同一性障害発症との間の相当因果関係は肯定)したうえで、いじめ防止義務違反を検討する中で、民法416条に言及し、Aの自死についての学校法人らの予見可能性を否定した。結論として、「本件いじめ及びその放置並びにこれと相当因果関係のある解離性同一性障害発症について、在学契約の債務不履行に基づく損害賠償責任を負う」と判示した⁽³⁹⁾。【24】事件の争点は多岐にわたるが、加害生徒や学校関係者・兵庫県がAの自殺について責任を負うかという点についていうと、判決は、(1)加害生徒について、①いじめとAの自殺との間に事実的因果関係は認められる、②Aの自殺という結果は民法416条2項の特別損害である(から、自殺についての責任を肯定するためには自殺についての予見可能性が必要である)、③しかし、加害生徒は「Aの自殺という特別損害を『予見し、又は予見することができた』ものとは認められず、被告少年らの本件いじめ行為と亡Aの自殺との間の相当因果関係を肯認することはできない」とし、(2)担任教諭・校長について、①担任教諭の安全配慮義務違反、校長の(安全配慮義務の一内容としての)指導・助言義務違反は認められる、②しかし、担任教諭も校長も「Aの自殺という特別損害を『予見し、又は予見することができた』ものとは認められず」、「義務違反と亡Aの自殺との間の相当因果関係を肯認することはできない」として、加害生徒も県も、いじめによってAが被った精神的苦痛の限度で責任を負うものとした⁽⁴⁰⁾。

(4) その他の裁判例

義務違反と賠償範囲の双方で予見可能性に言及しているものとして、【12】判決がある。同判決⁽⁴¹⁾は、町に対する請求について、「担任教諭としては…本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり…本件においては、これを予見する

ことが可能であったというべきである」が、「いじめ行為が継続的に行われていることを前提としては何らの継続的指導監督措置を講じないまま本件いじめ行為の継続を阻止できず、本件自殺に至ったのであるから、Aに対する安全配慮義務を怠ったと認めるべきことは明らかである」としたうえで、担任教諭が「継続的指導監督措置を講じていれば、その後の本件いじめ行為の続発を阻止することができ、Aにおいて本件自殺に至らなかったであろうといえるから」、担任「教諭の安全配慮義務違反と本件自殺との間には因果関係(相当因果関係)がある」、担任「教諭において自殺の予見可能性があったことは、前記認定説示のとおりである」として自殺についての責任を肯定した⁽⁴²⁾。

予見可能性に言及せずに相当因果関係を肯定するものとして【30】判決がある。同判決は、「被告及び本高校教員の安全配慮義務違反と本件自死との因果関係」について、「甲教諭又は乙教諭が、それぞれ上述の情報共有ないし調査等の義務を尽くしていれば、平成25年秋以降のいじめの苛烈化を未然に防ぐことができ、Aが本件自死に追い込まれることはなかったであろうことを是認しうる程度の高度の蓋然性が認められるから、甲教諭及び乙教諭ら本高校の教員の安全配慮義務違反とAの死亡との間には、事実的因果関係及び相当因果関係が存在するものというべきである」と判示した⁽⁴³⁾。

(5) 裁判例の整理

以上の裁判例の中で自殺についての責任を認めたものは、【2】、【8】、【11】、【12】、【18】、【25】、【28】、【30】の8判決であり、そのうち、義務違反のレベルで自殺についての予見可能性を不要としたものが【2】、義務違反のレベルで自殺についての予見可能性を肯定したものが【8】(学校設置者の責任について)、賠償範囲のレベルで予見可能性を肯

定したものが【11】(加害生徒の責任について)、【18】、義務違反・相当因果関係の両方のレベルで予見可能性を肯定したものが【12】(学校設置者の責任について)、予見可能性に言及することなく相当因果関係を肯定したものが【30】ということになる。このほか、自殺を通常損害として加害生徒の責任を認めたものとして【25】、【28】がある。

Ⅲ 損害賠償の範囲

1. 予見可能性の判断

前章2(2)の裁判例は、①自殺についての予見可能性を否定し、自殺防止についての義務違反性も否定するもの(【1】、【5】、【6】、【7】、【9】)、②自殺についての予見可能性を否定し、自殺についての回避義務違反を否定する(肉体的・精神的損害の発生を防止できなかったことについてのみ義務違反性を肯定する)もの(【14】)、③自殺についての予見可能性を肯定し、義務違反性を肯定するもの(【8】)、④義務違反の有無の判断に際して自殺についての予見可能性は不要であるとするもの(【2】)、⑤そもそもいじめについての予見可能性を否定するもの(【22】)に分類することができる。もっとも、①のうち、初期の裁判例である【1】以外は、予見可能性の不存在が義務違反性を否定する決定的な根拠になっているわけではない。たとえば、【5】は、予見可能性の検討に先立って、既にいじめの存在について消極的な評価をしたり、教諭ら学校側の義務違反性を否定したりしているのであるし、【6】は、予見可能性の判断に先立って「Aの自殺の主たる動機がAの受けた『いたずら』や『嫌がらせ』であると推認することができない」という判断をしている。また、【7】はいじめの存在を否定しており、そこで問題となっている予見の対象はいじめを理由とする自殺ではない。【9】も、予見可能性についての言及はある

ものの、そこに至るまでに既に義務違反を否定している⁽⁴⁴⁾。

予見可能性の有無が結論に直接影響しているのは、【8】(肯定)、【14】(否定)の2判決である。【8】判決は、「本件自殺のような重大な結果を招くおそれについて、予見することが可能であった」と述べ、【14】判決は「本件自殺まで予見することは不可能であった」と述べているわけであるが、【8】判決は予見の対象を「本件自殺のような重大な結果」という形でやや緩やかに捉え、【14】判決は「本件自殺」という形で具体的に捉えている。この差が結論に影響していると考えることができないわけではない。

この傾向は、予見可能性を賠償範囲のレベルで考慮する2(3)においても確認することができる。そこで裁判例のうち、予見可能性を肯定し自殺についての責任まで認めたものは【11】(加害生徒の責任について)、【18】の2判決であり、それ以外は全て予見可能性を否定し、自殺についての責任を否定しているが、予見可能性を肯定する【18】判決は、「自死という結果を招くおそれがあることを予見することも十分可能であった」として予見の対象を緩やかに捉えているのに対し、予見可能性を否定する裁判例は「Aの自殺について予見可能性があったと認めることはできない」(【10】判決)とか「Aの自殺という特別損害を『予見し、又は予見することができた』ものとは認められ」ない(【24】判決)と述べ、予見の対象を具体的に捉えている⁽⁴⁵⁾。

2(4)の【12】判決も、自殺についての責任を肯定する場合は予見の対象を「本件自殺のような重大な結果」という形で緩やかに捉え(学校設置者の責任)、責任を否定する場合は、「Aが自殺することまでの予見可能性があったとは未だ認められない」(加害生徒の責任)という形で予見の対象を具体的に捉えている。

以上のように、予見の対象をどのように捉

えるのかということと予見可能性を肯定するか否定するかの結論との間には、強い相関関係がある。そして、予見可能性を否定する裁判例は予見の対象を具体的なものと捉えているわけであるから、予見可能性が否定される原因もこの点、すなわち、予見の対象を具体的なものとして捉える点にあるとみることが一応は可能である。この理解を前提にすると、予見の対象を緩やかに捉えれば予見可能性を肯定することがかなりの確率で可能になるのであるから、自殺に係る損害を特別損害としたうえで自殺についての責任を認めさせるためにはその方向で解釈論を展開すべきということになる。しかし、予見の対象を具体的に捉える裁判例も、いつどこで自殺するのかということについての予見可能性を要求しているわけではないし（そのような予見は不可能である）、予見の対象を緩やかに捉える裁判例も、誰かが何らかの被害を受けるかもしれないといった漠然としたことを予見の対象にしているわけではない。予見の対象はいずれの見解もいじめを受けている当該児童・生徒の自殺であり、ただ、その蓋然性がどの程度のものなのかということについての評価に差があるに過ぎないのである⁽⁴⁶⁾。

そもそも、予見可能性というのは、過失判断の前提として問題となる場面であれ賠償範囲の場面であれ⁽⁴⁷⁾、現実には予見が可能であったかどうかという事実を問題とするものではなく、予見すべきであったかどうかを問題とする規範的な要件である⁽⁴⁸⁾。たとえば、【12】判決は、担任教諭の安全配慮義務違反を検討する中で、「平成6年当時には既に、いじめに関する報道、通達等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事件が続発していることが相当程度周知されていた」ことを理由に、担任教諭は「本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見す

べきであ」ったとしている。本稿の検討対象である賠償範囲についても同様のことがいえるわけであり⁽⁴⁹⁾、実際、2017年改正の民法416条2項は、「当事者がその事情を予見すべきであったときは」として、賠償範囲を画定する要件としての予見可能性が規範的判断であることを文言上明確にしている⁽⁵⁰⁾。ところが、賠償範囲のレベルで予見可能性を否定する裁判例は、予見すべきであったかどうかという規範的評価ではなく、実際に予見することができたか否かという事実の問題としてこの要件を検討する傾向が強い。このように考えると、裁判例において予見可能性が容易に肯定されない原因については、従来の裁判例が（2017年改正前の）416条2項の文言に引きずられ、予見可能性は規範的要件であるという理解を貫徹することができなかったという点に求めるのが適切であるように思われる。そうであれば、自殺に係る損害を賠償範囲に含める方向で解釈論を展開する場合は、まず前提として、予見可能性が規範的な要件であるということを確認し、そのうえで、どのような事情があれば「予見すべきであった」と言えるのかを探究することが必要であるといえる⁽⁵¹⁾。そして、この解釈論の方向性は現行の416条2項の文言にも合致するものである⁽⁵²⁾。

2. 自殺に係る損害を通常損害とみる裁判例

民法416条を類推適用するという枠組みの中で、自殺に係る損害を賠償範囲に含める方法としては、当該損害を通常損害と構成することも考えられる。自殺に係る損害を通常損害とみることができれば、自殺についての個別の予見可能性を考慮することなく自殺に係る損害を賠償範囲に含めることができる。裁判例でも、自殺に係る損害を通常損害と見ていたのではないかと評価できるものが存在した。1990年に出された【2】判決がそれである。この判決は自殺に係る損害を通常損害だ

と明言したわけではないが、被害生徒の自殺についての学校側の予見可能性を否定したうえで、「学校側の安全保持義務違反の有無を判断するに際して」被害生徒が「自殺することまでの予見可能性があったことを要しない」と述べ、自殺についての責任を肯定した。予見不可能な事情から生じた損害についてまで賠償責任を認めたわけであるから、自殺を通常損害と考えていると評価するのが妥当なものであった。判例タイムズ746号117頁のコメントも、「Aの自殺を特別事情に基づく損害と解するとすれば、それについての予見可能性があったことが必要となる筈であり、その場合、既に過失判断の場面でこの予見可能性を否定していることとどのように調和させるのかという問題が生ずることになろう。(中略)本判決がこれらの点について検討を加えた形跡はないから、そこではAの自殺は特別事情に基づく損害ではなく通常損害の範囲にあると考えられているものと受けとめるのが順当なところであろう」としていたところである。

裁判例では、その後、ごく一部で、自殺を通常損害とみる可能性に言及したものもあった。2002年の【11】判決がそれである。判決は、加害生徒の責任の判断にあたって、加害行為と自殺との間の相当因果関係を肯定する際、括弧書きで「なお、中学生の年代の者に対し、長期間にわたり、反復継続して集団的に執拗かつ苛烈な暴行を加え、肉体的かつ精神的に重大な苦痛を与えるものである場合には、被害者が死を選択すること(自殺)は必ずしも特異なものとはいえず…、自殺は通常損害に当たるとみる余地もあるが、未だ専門的見地からの検討が必要と思料する」と述べていた。しかし、その後も自殺に係る損害は特別損害であるとする裁判例、あるいはその理解を前提とする裁判例が続き、この流れは止めようがないようにも思われた⁽⁵³⁾。

そのような中、2019年になって自殺に係る

損害を通常損害であると明言する裁判例が登場した。【25】判決がそれである。社会的にも大きな注目を集めた大津いじめ事件についての判決であるが、判決は、加害生徒3人のうち2人の行為について、「Aが自殺するという生命侵害との関係において、違法な権利侵害行為に当たると判断したうえで、2人の「加害行為は、一連の行為の積み重ねにより、Aに対し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感・無価値感を形成させ、さらに、被告少年らとの関係からの離脱が困難であるとの無力感・絶望感を形成させるに十分なものであり、そのような心理状態に至った者が自殺に及ぶことは、一般に予見可能な事態であるといえるから、Aの自殺は通常損害に含まれるというべきである」として、2人の加害行為とAの自殺との間の相当因果関係を肯定、Aの自殺についての責任を認めた⁽⁵⁴⁾。控訴審である【28】判決も、加害生徒の行為がいじめであること、いじめとAの自殺との間に事実的因果関係があることを認定したうえで、相当因果関係の存否について、「本件各いじめ行為を受けた中学2年生の生徒が自殺に及ぶことは、本件各いじめ行為の当時、何ら意外なことではなく、むしろ、社会通念に照らしても、一般的にあり得ることというべきであり、Aの自殺に係る損害は、本件各いじめ行為により通常生ずべき損害に当たるといえることができ、控訴人らの本件各いじめ行為とAの自殺に係る損害との間には相当因果関係あるものと認められる」として、自殺についての加害生徒の責任を認めた⁽⁵⁵⁾。そして、この判断は最高裁で確定している⁽⁵⁶⁾。

3. 自殺に係る損害を通常損害とみる根拠

(1) 総説

学校でのいじめを苦にして児童・生徒が自殺した事案において、自殺に係る損害を通常損害と明言した判決は【25】判決が最初では

ないかと思われるが、控訴審である【28】判決も自殺に係る損害を通常損害と明言しており、両判決は従来の判断を一步進めたものといえる。新しい判断であるため両判決がどのような根拠で自殺に係る損害を通常損害と判断したのかを確認することが必要となるが、【25】判決が加害行為と損害との間の相当因果関係について述べた部分は、先に紹介したものが全てであり、自殺に係る損害が通常損害に含まれるとする根拠を詳細に述べているわけではない。これに対して、【28】判決はこの点について非常に詳しく根拠を述べている。そこで、以下では、【28】判決が挙げる根拠を整理して、自殺に係る損害を通常損害とみる根拠について確認することにしたい。

（2）【28】判決が挙げる根拠

判決は事実認定の部分で「いじめ問題やいじめによる自殺に関する社会の動向等」（「いじめによる自殺についての報道の状況等」や「子供の自殺やいじめ問題に対する政府の対応等」）、「自殺一般に関する知見等」、「子供の自殺といじめとの関係に関する知見等」を詳細に整理しているが、加害行為と自殺に係る損害との間の相当因果関係の判断の箇所でも相当因果関係を肯定する根拠としてそれらに言及している（下記の2点目と3点目を参照）。判決が挙げる根拠は次の各点である。

1点目は、本件（大津いじめ事件）におけるいじめ行為が悪質・陰湿で執拗であるという点である。判決は、「本件各いじめ行為自体、Aに自殺を決意させたとしても何ら不思議ではなく…本件各いじめ行為は、その態様及び頻度において、Aに上記のような孤立感、無価値感、無力感、閉塞感を抱かせ、自殺に追い込むほどに、悪質・陰湿かつ執拗なものであったといわざるを得ない」としている。

2点目は、「いじめによりその被害者が自

殺に至る可能性があることについて学術的にも一般的知見として確立し」ているという点である。判決は、いじめが自殺に結びつきやすいことを示す内外の文献、文部科学省の検討会の報告を紹介し、「外国のみならず、我が国においても、いじめが希死念慮の誘発要因となり、自殺の危険因子として働くこと、いじめによってその被害生徒が自殺に至ることがあることは、本件各いじめ行為が行われた平成23年当時、すでに学術的にも一般的知見として確立していたものと考えられる」としている。

3点目は、「いじめによってその被害生徒が自殺することもあり得ることは社会一般に広く認知されて」いるという点である。判決は、1989年以降Aが自殺した2011年10月までに「少なくとも40件を超えるいじめによる自殺についての報道があった」こと、自殺の直近の5年間（2005年から2010年まで）では毎年報道されていること、文部科学省が2006年、2007年に発出した局長通知でも「当時、いじめによる自殺が相次いで発生しており、国民の間でも不安が広がっているとの認識が示されていること」を指摘して、「本件各いじめ行為が行われた平成23年当時、社会一般に、いじめにより生徒、児童が自殺にまで至ることがあることは、広く認知されていたといえることができる」と述べている。

判決は、いじめ防止対策推進法にも言及している。判決は、同法1条に規定する「『生命に重大な危険』とは、自殺もその一つの顕現として想定されているものと解される」としたうえで、「同法が公布、施行されたのは、本件各いじめ行為から約2年後ではあるが、上記のような内容を定める同法の公布、施行は、それ以前にも、文部科学省において、平成18年以来、いじめ問題等に関連する通知が数次にわたり発出されていること等をも併せ考慮すれば、本件各いじめ行為の当時も、既に、教育現場はもちろん、社会一般に、いじ

め問題やいじめが自殺にも結び付きかねないことに対する認識が広く行き渡っていたことを示すものということもできる」と述べている。

以上のとおり、問題となったいじめが悪質・陰湿で執拗であること、「いじめによりその被害者が自殺に至る可能性があること」が学術的に「一般的知見として確立し」ているだけでなく、「社会一般に広く認知されていることを根拠に、「本件各いじめ行為を受けた中学2年生の生徒が自殺に及ぶことは、本件各いじめ行為の当時、何ら意外なことではなく、むしろ、社会通念に照らしても、一般的にあり得ることというべきであり、Aの自殺に係る損害は、本件各いじめ行為により通常生ずべき損害に当たる」とした。

4. 検討

【28】判決は自殺に係る損害を通常損害とみる根拠として上記の3点を列挙しているが、これら（の一部）は、加害者や学校設置者の（自殺についての）予見可能性を肯定する際の根拠として挙げられることがあったものである。たとえば、【12】判決は、「平成6年当時には既に、いじめに関する報道、通達等によって、いたずら、悪ふざけと称して行われている学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至った事件が続発していることが相当程度周知されていた」ことを理由に、「担任教諭としては…場合によっては本件自殺のような重大な結果を招くおそれがあることについて予見すべきであり…本件においては、これを予見することが可能であったというべきである」とした⁽⁵⁷⁾。当事者の主張の中でも同様の根拠が挙げられることがあり、たとえば、【17】において、控訴人は「いじめについての一般的な知識及び旧文部省の指導」や「Aに対するいじめの認識」を根拠に、教員らに予見可能性があったと主張した。従来は、自殺に係る

損害は特別損害であるとする理解が一般的であったことから、自殺についての予見可能性を肯定するために、【28】判決が述べるような事情を根拠として挙げることは十分理由のあることであった。現時点においても自殺を特別損害と見る見解がなお多数と目されるが、仮に現時点で自殺を特別損害と見て解釈論を展開するのであれば、次のようになろう。

まず、民法416条2項の予見可能性は規範的な要件であるのであるから、損害賠償の範囲の画定基準として同項を用いるという場合、予見可能性の有無は、ある結果を実際に予見することができたか否かではなく、当該事案において当該結果を予見すべきであったか否かによって判断されることになる。いじめ⁽⁵⁸⁾を苦にして児童・生徒が自殺した場合においては、児童・生徒がいじめにあっていているという事実を認識していた担任教諭ら学校関係者が当該児童・生徒の自殺を予見すべきであったのかということが問題になるわけであるが、「いじめによりその被害者が自殺に至る可能性があることについて学術的にも一般的知見として確立し」、「いじめによってその被害生徒が自殺することもあり得ることは社会一般に広く認知されて」いる現在において、最悪の場合、当該児童・生徒が自殺するかもしれないということは当然予見すべきことといえる。現在の状況で自殺を予見する必要はないという解釈論はとり得ない。その意味で、本章の1で述べた、どのような事情があれば「予見すべきであった」と言えるのかを探究する作業は実は終了している。少なくとも現時点において、学校関係者がいじめを認識している場合に予見可能性が否定されることはないというべきであり、自殺による損害を特別損害と見た場合であっても当該自殺に係る損害は賠償範囲に含まれると解することが法的に要求されているといえる。そして、自殺を予見すべきであるということは加害者についてもいえるのであるから、加害者も学

校設置者と同様、自殺についての損害を賠償する責任を負うということになる。

もっとも、上記のような知見が学術的に確立し、一般的にも広く認知されている状況において、児童・生徒の自殺という結果（に係る損害）をそもそも特別損害と呼ぶべきなのかということについてはなお検討が必要である。従前の裁判例のように、自殺に係る損害を特別損害であるとしつつ、自殺についての予見可能性を肯定することで自殺に係る損害を賠償範囲に含めることは完全に可能であるが、【25】、【28】判決のようにこれを通常損害とみることも十分可能である。いじめを受けた児童・生徒が自殺に及ぶことは一般的に予見可能（＝予見すべき）であり、予見可能性が否定されることはないという前提に立つと、それほど実益のある議論ではないのかもしれないが、自殺に係る損害を特別損害と見るのであれば個別の場面において予見可能性が否定される可能性もあるのであるから⁽⁵⁹⁾、いずれに該当するかはなお重要な問題といえる。

この点については、論理的にはいずれの立場も正しいのであるから、通常損害とは何か、特別損害とは何かという民法416条の解釈に立ち返るしかないと思われる。一般に、「通常生ずべき損害とは、特別の事情がない限り、その種の債務不履行があれば、社会一般の観念にしたがって通常発生すると考えられる範囲の損害であり」⁽⁶⁰⁾、「特別の事情によって生じた損害（特別損害）は、右の通常損害の枠をはみ出るような損害である」⁽⁶¹⁾と言われており、【24】判決も、「同条1項の通常損害とは、その種の不法行為があれば社会通念の観念に従って通常発生するものと考えられる範囲の損害をいい、同条2項の特別損害とは通常損害の枠をはみ出るような損害のことをいう」としている。この定義に従えば、自殺がいじめによって通常発生するものとは到底いえないため、自殺に係る損害は特別損害ということになろう⁽⁶²⁾。

しかし、効果の面に着目し、「債権者に、その予見可能性の主張・立証を要求するのが妥当である程度のもの」が特別損害、「当然そこまでは賠償を認めるのが妥当なもの」が通常損害⁽⁶³⁾と説明する見解が存在することは強調されるべきである。「現実に発生した損害のうち、その時代・社会の経済関係や生活様式に応じて、当事者が予見すべきであったかどうかを問わず、賠償すべきだと客観的に判断されるものが通常損害だということになる」⁽⁶⁴⁾とも言われる。前述のように、学校関係者であれ加害生徒であれ、いじめを認識しているのであれば、最悪の場合被害者が自殺するかもしれないということは予見すべきであり、現在において予見可能性が否定されることはないというべきである。そうであれば、自殺という結果は、予見可能性についての主張・立証がなくても賠償範囲に含められるべきもの、あるいは現在の状況に照らして、「当事者が予見すべきであったかどうかを問わず、賠償すべきだと客観的に判断されるもの」として、端的に通常損害に該当するといつてよい⁽⁶⁵⁾。

いじめ防止対策推進法の存在も、この理解を側面から支えるものといえる。同法は【25】、【28】の天津いじめ事件を契機に2013年に議員立法で制定されたものであるが、そのような経緯で「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」(1条)法律が制定されたということ自体が、いじめによる自殺を特別なものとみないという立法者の意思の表れであるといえることができるし、いじめが被害を受けた児童・生徒の「生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」(1条)という明文規定の存在も、上記のような理解を助けるものといえる。

IV おわりに

いじめ自殺に関して学校設置者の責任を問

う裁判例は、自殺についての予見可能性を義務違反のレベルで考慮するものや賠償範囲のレベルで考慮するものに分かれるが、2000年代半ば以降の裁判例は賠償範囲のレベルで考慮するものが多く、少なくとも過失・義務違反のレベルで考慮するものは見られない⁽⁶⁶⁾。現時点では、いじめによる自殺を防ぐことができなかつたとして学校設置者の責任を問う訴訟において争点となるのは賠償範囲の方であると言ってよい。そして、裁判例を見る限りでは、冒頭で述べたことの繰り返しになるが、自殺に係る損害は特別損害であり、それが予見可能であれば賠償範囲に含まれ、不可能であれば賠償範囲に含まれないという構図がある程度確立している。加害者の責任を問う訴訟においても、判例法理を前提とする限り、自殺についての予見可能性が賠償範囲のレベルで検討されることになる。しかし、本稿で述べたように、現時点において自殺に係る損害は通常損害とあってよいのであり、自殺についての責任を論じる場面で、自殺を予見することができたかとか、予見すべきであったかという検討は不要である。自殺に係る損害は通常損害に含まれるものとしたうえで、それ以外の項目の検討に注力すべきである。

いじめ自殺をめぐるのは、いじめと自殺との間の相当因果関係以外にも、自殺の原因、学校側の義務違反の有無、賠償額の減額事由の有無、自殺後の調査報告義務⁽⁶⁷⁾などが問題となる。詳細な検討は別稿で行いたい。

注

(1) 自殺というべきなのか自死というべきなのかは難しい。公文書について自殺を自死と言い換える地方公共団体が相次いでいることは2014年の時点で報じられており（2014年3月10日付日本経済新聞）、裁判例でも自死という言葉を用いるものがある。他方で、「自死・自殺には、様々な側面があり、総合的な観点から考えることが求められて

いる」ことを理由に「すべての言い換えには反対」とする見解もあり（NPO 法人全国自死遺族総合支援センター HP。なお、同センターは、2013年9月に「『自死・自殺』の表現に関するガイドライン」をまとめている）、学校でのいじめを理由（のひとつ）とする自殺・自死について、いずれの言葉を用いるべきなのかは筆者自身結論が出ていない。本稿では、ひとまず、裁判例の紹介のところでは判決文の表記に従い（併用する裁判例については、裁判所の判断の部分でいずれの表記を主に用いているかということを目安にした）、それ以外のところでは、従来からの用語である「自殺」を用いることとする。

- (2) 毎日新聞のデータベース「毎索」で検索。2020年1～3月の報道であるため、児童・生徒が自殺したのはそれよりも前になる。
- (3) 拙稿「学校事故と学校設置者の責任—いじめ事案から見た法理論の現状と課題—」人文社会論叢（社会科学篇）20号96頁注67（2008年）（以下、「前稿」という）。
- (4) 2007年までの裁判例（本稿での番号いうと【17】判決まで。ただし、【7】、【13】、【15】判決は本稿で新たに追加）については、前稿81頁以下も参照。
- (5) 審級別に厳密に数えるともう少し増えることになるが、事件数でいうと24件である。なお、2021年2月以降について言うと、2021年3月23日に、奈良地裁で請求棄却の判決が出ている（2021年3月24日毎日新聞大阪朝刊。「元同級生らの言動に悩んでいた様子はうかがえたが、遺族側が主張する仲間外しや無視があったとは認められないと判断した」とのことである）。
- (6) 判例タイムズの記事は「校内暴力」という言葉を用いている。
- (7) 以下、名称は原則として掲載誌の記載による。
- (8) 原告は、予備的にAが被った精神的苦痛についての賠償を請求した。なお、Aは自殺をしたということになっているが、判決文を読む限りでは、それ以外の可能性も否定できないように思われる。
- (9) 判決文の全文が掲載されているわけではないため原告の具体的な主張は確認できないが、「当裁判所の判断」の箇所から推測すると本文のようになる。判例地方自治のコメントでは、国家賠償法1条1項に基づく請求となっている。
- (10) 判例タイムズ1084号103頁（【12】判決）による。

- (11) 町に対しては、自殺後の中学校・教育委員会の調査・報告義務違反を理由とする損害賠償請求(国家賠償法1条または債務不履行)、神奈川県に対しては国家賠償法3条に基づく損害賠償請求も行った。
- (12) 原告は、調査報告義務の不履行を理由とする損害賠償請求も行った。
- (13) 福岡県に対しては国家賠償法3条1項に基づいて損害賠償を請求した。
- (14) 判決文の全文は掲載されていないため、原告の具体的な主張は確認できないが、「当裁判所の判断」の箇所から推測すると本文ようになる。判例地方自治のコメントでは、国家賠償法1条に基づく請求となっている。
- (15) 県に対しては、自殺の真相を調査し報告する義務の違反を理由とする損害賠償請求も行った。
- (16) 名称はD1-law.com判例体系の記載による。
- (17) 栃木県に対しては同法3条1項に基づき損害賠償請求をした。Aの両親は、原審において、加害生徒2人とその両親にも損害賠償請求をしたが、加害生徒に対する請求は全額認容されて確定、加害生徒の両親に対する請求は一部認容された。Aの両親は敗訴部分について控訴したが、控訴審で和解が成立している。
- (18) 原告は、学校側が原告に対してAに対するいじめの事実を否定し暴言を吐くなどして精神的苦痛を与えたことを理由とする損害賠償請求もした。なお、原告は、加害生徒とその親に対する訴えも提起したが、訴訟上の和解等により終了している。
- (19) 判決は部分的に自死という言葉も用いている。
- (20) 両親は、自殺当日の高校教職員の行動把握義務違反や飛び降り防止義務違反(いずれも国家賠償法1条1項または債務不履行に基づく)、事故後の学校の対応の違法性(国家賠償法1条1項または不法行為に基づく)などを理由とする損害賠償請求も行った。
- (21) 群馬県に対しては同法3条1項に基づいて損害賠償を請求した。
- (22) 原告らは自殺後の担任教諭・校長・生徒指導部長の配慮義務違反を理由とする損害賠償請求(担任教諭・校長・生徒指導部長個人に対する請求は民法709条、県に対する請求は債務不履行または国家賠償法1条1項に基づく)も行った。
- (23) 連帯して支払うことを求めた(民法719条)。なお、判決は、714条1項に基づく請求と709条に基づく請求は「選択的併合と解される」とする。
- (24) 父母らと連帯して支払うことを求めた(民法719条)。なお、原告は津江市に対しても損害賠償請求をしたが、2015年3月に訴訟上の和解が成立している。和解については津江市HPも参照。
- (25) したがって、本件はいじめ防止対策推進法公布(2013年6月28日)後の事件である。
- (26) したがって、本件はいじめ防止対策推進法施行(2013年9月28日)後の事件である。
- (27) Aの両親は、被告の不作为によりAの名誉が毀損されたとして、Aの名誉回復請求権に基づく謝罪文の掲示も請求した。なお、加害生徒に対しても不法行為に基づく損害賠償請求をしたが、訴訟上の和解が成立している。
- (28) 争点は、いじめ行為の存否、自殺との因果関係、加害生徒の保護者らの監督監護義務違反の存否などであった。
- (29) 控訴審である名古屋高判2012年12月19日D1-Law.com判例体系判例ID28270170も、「被控訴人生徒ら及び被控訴人保護者らに違法な行為があったとはいえ、控訴人らの被控訴人らに対する損害賠償請求を認めることはできない」として控訴を棄却し、最決2014年10月15日D1-Law.com判例体系判例ID28270169は上告棄却、不受理の決定をした。
- (30) 北本市の調査報告義務違反も否定した。国の責任も否定し、請求を棄却した。D1-Law.com判例体系によると、東京高判2013年4月25日が控訴審(内容は不明)、最決2014年9月25日が上告審(棄却・不受理という結果のみ掲載されている)である。
- (31) また、その他の点についても安全配慮義務違反を否定した。もっとも、②について、教頭が道立学校文書管理規程に違反して全校アンケートの回答原本を廃棄したことは調査報告義務違反を構成するとして、この点についての北海道の責任を認めた。控訴審(札幌高判2020年11月13日D1-Law.com判例体系判例ID28284257)も、いじめに関しては、「Aが他の生徒からいじめを受けていたことを認めるに足りる証拠はない」とした。
- (32) 加害生徒に対する請求については、加害生徒の暴行が共同不法行為にあたりと述べたうえで、共同不法行為とAの自殺との間の因果関係を肯定し、加害生徒の共同不法行為責任を認めた。
- (33) 適用条文は国家賠償法1条1項。

- 34) 裁判例では相当因果関係という言葉が用いられる。相当因果関係という言葉は、不法行為法においてはいくつかの意味を持つ。不法行為を理由とする損害賠償請求の要件のひとつである因果関係の解釈として、行為と損害との間に相当因果関係があれば良いという立場に立つと、相当因果関係という言葉は賠償範囲を画定する基準(①)としての意味合いを持つことになるし、行為と権利侵害、権利侵害と損害との間にそれぞれ相当因果関係が必要という立場に立つと、前者の意味での相当因果関係は不法行為責任を成立させる要件(②)としての意味合い(いわゆる責任設定の因果関係)を、後者の意味での相当因果関係は賠償範囲の画定基準(③)としての意味合い(いわゆる賠償範囲の因果関係)を持つことになる(潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ不法行為法〔第3版〕』54-55頁〔新世社・2017年〕)。そして、①、③については民法416条を類推適用することになるが、②については、同条を類推適用することができず(同55頁)、刑法学における相当因果関係の議論のように、主観説・客観説・折衷説の対立が生じることになる(潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』356頁〔信山社・2009年〕)。
- これに対して、国家賠償法1条1項の適用場面では、相当因果関係という言葉は①の意味で用いられる。西埜章『国家賠償法コンメンタール〔第3版〕』812-813頁(勁草書房・2020年)は、「因果関係は、事実的因果関係と相当因果関係に分けられる」としたうえで、「相当因果関係とは、事実的因果関係があることを前提にして、どの範囲までの損害を加害者に負担させるべきかを定める因果関係」のことであり(相当因果関係の有無の判断にあたっては、民法416条が類推適用される。西埜・同書827頁)。相当因果関係という言葉が①の意味で用いられるのは、債務不履行の場面でも同様である(民法416条の直接適用の場面)。
- いじめ自殺をめぐる裁判例においては、国家賠償法1条1項の問題として法律構成されることが多いということもあり(前稿83頁以下参照)、相当因果関係という言葉は①の意味、つまり賠償範囲の画定基準として用いられることが一般的である。たとえば、判例タイムズ1136号126-127頁(【10】判決のコメント)は、【3】判決、【4】判決について、「自殺が損害賠償の範囲に含まれるか否かを相当因果関係の問題として捉え、自殺は、特別損害であるところ、判示の事実関係の下では、自殺についての予見可能性はなかったとした」と評しているし、【11】判決は特別損害という言葉を用いて相当因果関係の判断をしている。また、【24】判決は、自殺が特別損害であるということを明確にしたうえで、相当因果関係の判断をしている。
- 35) 担任教諭や校長に「本件自死の具体的予見可能性の存在を前提とする自死回避義務違反がある」ということはできず、両名のいじめ防止義務違反と本件自死との間の相当因果関係があるということはない」と述べているため、次の(4)に分類することも可能である。
- 36) 熊本県に対する請求についてであるが、担任教諭の行為(生徒理解のためのマークシート記入式の調査であるシグマテストにおいて、Aは「死んでしまいたいと本当に思うときがある」という項目に該当する旨の回答をしていたが、その結果を舎監長の教諭に伝えなかった)について安全配慮義務違反を認めつつ、「Aの置かれていた客観的状況…は…相応の心理的負荷を感じる程度のものであるが、それ自体、自殺を決意するほどの強度の精神的苦痛を感じさせるものとはいい難いこと」などから担任教諭「において、Aの自殺を具体的に予見することができたとはいいい難い上」、仮に担任教諭が舎監長に「シグマテストの結果を伝えていたとしても」舎監長「の対応に影響を及ぼしたとまでは認められない」としているため、担任教諭の安全配慮義務違反とAの自殺との間の相当因果関係を否定する判断をしているものの、事実的因果関係のレベルで既に因果関係を否定していたといえることができる。
- 37) 実際にいじめ行為を行った加害者の責任を問う場面では、予見可能性はこのレベルで扱われる。
- 38) 法人は「債務不履行及び不法行為責任」(民法415条、709条、715条1項)を負い、理事長、校長、担任教諭はそれぞれ不法行為責任を負うとした。理事長と校長の責任は715条2項、担任教諭の責任は709条に基づくものである。学校側が原告に対してAに対するいじめの事実を否定し、暴言を吐くなどして精神的苦痛を与えたことを理由とする損害賠償請求は認めなかった(この部分については一審で確定)。
- 39) 担任教諭には不法行為責任を認め、法人には使用者責任、理事長、校長には代理監督者責任を認

- めた。
- (40) 「国賠法1条1項及び安全配慮義務違反に基づき」責任を負うとした。自殺後の配慮義務違反の主張については、生徒指導部長の発言について配慮義務違反を認めた。なお、教諭ら個人に対する請求は全て棄却している。県が債務不履行に基づいて責任を負う場合でも、公務員の個人責任を否定する判例法理は妥当するとした。
- (41) 加害生徒に対する請求については、いじめと自殺との間の事実的因果関係を認めつつ、「当時中学2年生であった控訴人生徒らにおいて、本件いじめ行為によりAが自殺することまでの予見可能性があったとは未だ認められない」として、Aが被った精神的苦痛についてのみ責任を認めた。
- (42) 適用条文は国家賠償法1条1項である。
- (43) 予見可能性に言及せず相当因果関係を認めているのであるから、自殺を通常損害と見ている可能性がある。なお、【27】判決と【30】判決は同一裁判長のもとで出されている。
- (44) そもそも国家賠償法の問題と構成していないので、国家賠償法上の過失の問題にならない。
- (45) 【11】判決（加害生徒の責任について）は予見可能性を肯定するが、予見の対象を「Aが自殺すること」という形で具体的に捉えている。「生命及び身体の安全に重大な危険を及ぼす暴行を反復継続して加えていた」ことや、Aが精神的・肉体的に追い詰められていたことに対する加害生徒の認識、いじめを苦にした自殺についての報道を根拠に、具体的な予見可能性を肯定している。
- (46) 予見の対象を緩やかに解する立場は、いじめによって児童・生徒が自殺をすることがあるということについての一般的な知見があればそれで十分であるとする傾向にあるのに対し、具体的な予見可能性を要求する立場はそれ以上のものを要求する傾向がある。たとえば、【23】判決は、「自殺をほのめかす言動」や「別れの準備をする行動」、「危険な行為の繰り返し」といった「自殺の前兆行動」を要求する。
- (47) 平野裕之『債権各論Ⅱ事務管理・不当利得・不法行為』173頁（日本評論社・2019年）は、「責任成立要件の相当因果関係についての判例」を説明する箇所において、「成立要件としての因果関係にも416条を類推適用していると考えてよいであろうか」と述べるが、もし責任設定の因果関係についても416条が類推適用されるのであれば、不法行為法における相当因果関係の判断基準が統一されることになる。
- (48) 過失評価の前提としての予見可能性について、潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』296-298頁（信山社・2009年）、窪田充見『不法行為法〔第2版〕』67頁-68頁（有斐閣・2018年）参照。
- (49) 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』77頁（商事法務・2018年）は、2017年改正前の416条2項に関して、「裁判実務においては、当事者が特別の事情を実際に予見していたといった事実の有無によるのではなく、当事者がその事情を予見すべきであったといえるか否かという規範的な評価により、特別の事情によって生じた損害が賠償の範囲に含まれるかが判断されていた」という。
- (50) この規定については、「①予見できなくても予見すべき損害を賠償させ賠償範囲を拡大したように見えるが、そうではなく、②予見できていても予見すべき損害でなければ賠償しなくてよいことを認める意図である」と解説するものもあるが（平野裕之『新債権法の論点と解釈』116頁〔慶應義塾大学出版会・2019年〕）、文言上、①を否定することはできない。中田裕康『債権総論〔第4版〕』199頁（岩波書店・2020年）も「予見すべきであった」という文言について、「債務者が現実に予見していなかったとしても予見すべきであった事情が含まれる一方、現実に予見していたとしても予見すべきであったとはいえない事情は除外されることを意味する」と述べ、両方の意味をもつものとして説明している。
- (51) 従来は、予見可能性の対象を緩やかに捉えることで予見可能性の要件を充たそうとする解釈論が主流であった。たとえば、齋藤健一郎「判批」自治研究93巻5号139頁（2017年）は、【23】判決の評釈の中で「精神的に極めて過酷を強いられ、かつ学校側の対応が全く期待できないことが明らかになった場合には、自殺等の重大被害も通常予測可能な範囲の損害とし、具体的な予見可能性は不要とすべきではないだろうか」とし、横山美夏「学校のいじめ—裁判例の現状と問題—」浦川＝内田＝鎌田古稀『早稲田民法学の現在』46頁（成文堂・2017年）は「加害行為が言葉による場合であっても、加害行為により不登校や精神疾患が生じているときは、これらの要素と子どもの自死との間に一定の関係性が推認されうることに照らせば、自

- 死についての予見可能性を認めることができるのではないかと考えられる」とする。過失（安全配慮義務違反）判断の前提としての予見の対象を「当該生徒の心身の健康を損ない、その生命・身体に重大な被害が生ずる危険があること」と捉えて、「学校側の過失…と当該自殺との間の相当因果関係の判断においては…『法的価値判断法』と『予見不要法』に立ち、かつ、過失と相当因果関係を一体的に判断する手法を採る」橋本英史「いじめ自殺訴訟における過失及び因果関係の各要件の内容と判断の枠組み(1)」判時2368号11頁（2018年）の見解もここに位置付けることができよう。
- (52) 416条2項の改正によって、文言上も予見可能性を規範的要件として捉えることが求められるようになったのであるから、裁判所もその方向に動かざるを得ないのではないと思われる。
- (53) 学説の一部からは、一定の場合に自殺に係る損害を通常損害と見るべきであるとの主張がなされていた（前稿94頁注(63)参照）。実務家の中でも類似の主張が見られる。たとえば、蛭田振一郎＝中村心「いじめをめぐる裁判例と問題点」判タ1324号76頁（2010年）は「いじめの加害態様が著しく悪質残忍であり、被害者が通常の方法でそこから脱出することが困難な場合であって、通常人（被害者と同年齢の児童生徒）であればいじめから逃れる手段は死のみであると思うこともやむを得ないような特段の事情があるときは、加害者のいじめ行為との関係において、自殺は通常損害に当たるといえることができる」とし、横田昌紀「児童生徒のいじめ自殺訴訟の現状」判タ1358号18頁（2012年）も「過去のいじめ自殺事例を見ると、いじめが苛烈で執拗なもの…でこれが長期にわたり反復継続し、肉体的・精神的に重大な苦痛を与える場合には自殺に至ることが多いと考えられるから、この場合には通常損害に当たるといえることができ」とする。学説の整理については、西埜・前掲注(34)825頁以下も参照。
- (54) 2人の責任能力も肯定した。2人の加害生徒の父母の監督義務違反については否定した。
- (55) もっとも、「Aを含む被控訴人ら側の諸事情と控訴人らの本件各いじめ行為の内容、態様等のほか、本件に現れた一切の諸事情を総合考慮」して、「過失相殺の規定の適用及び類推適用」により、損害賠償債権額について4割の減額を認めた。
- (56) 2021年1月26日毎日新聞によると、同年1月21日に確定したとのことである。
- (57) これは担任教諭の安全配慮義務を導く文脈で述べられたものであるが、前述〔II2(4)〕のとおり、この判断が当該安全配慮義務違反とAの自殺との間の相当因果関係を肯定することに繋がることとなった。
- (58) いじめの定義については、いじめ防止対策推進法2条1項を参照。同項は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義している。なお、児童等というのは、「学校に在籍する児童又は生徒」のことであり（同法2条3項）、学校というのは「学校教育法…第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」のことである（同法2条2項）。
- (59) 個別の事案において予見可能性が否定される可能性を認めるのであれば、実際には、責任の範囲をめぐって争いが生じ、紛争が長期化することとなる。このことは【30】判決が出された後の学校側の対応を見れば明らかである。【30】判決を不服として学校側は控訴したが、「学園の代理人弁護士は取材に『いじめがあったことは争わず、判決は重く受け止める。ただ、学校がどこまで責任を負うのかについては上級審の判断を仰ぎたい』と話した」という報道がされている（2021年2月6日朝日新聞）。
- (60) 於保不二雄『債権総論〔新版〕』139頁（有斐閣・1972年）。奥田昌道『債権総論〔増補版〕』178頁（悠々社・1992年）も参照。
- (61) 奥田・前掲注(60)178頁。
- (62) 【24】判決も、問題となったいじめ行為について、「執拗で、Aの人格を大きく傷付ける悪質なものであったことは否定し難いが、ただ、そうはいっても執拗かつ苛烈な暴行等が長期間にわたり反復継続し、肉体的・精神的に重大な苦痛を与え続けたという性質のものではなく、Aの自殺という結果は、同条2項の特別損害にとどまるものとみるのが相当である」という判断を示している。
- (63) 星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）』72-73頁（良書普及会・1978年）〔参照したのは1992年発行の補

訂版第6刷〕。奥田・前掲注（60）179頁も参照。

- (64) 中田・前掲注（50）198頁。
- (65) 自殺に係る損害を通常損害としてしまうと、複合的な要因で自殺に結びついたといった場合、つまり、自殺の原因の全てが学校設置者の義務違反や加害生徒の加害行為にあるわけではないという場合に、責任の範囲という点で妥当な結論を導くことができないのではないかという懸念もありうる。従来 of 裁判例は、そのような点を意識して、敢えて義務違反・加害行為と自殺との間の相当因果関係を否定していたとみることも可能である。しかし、義務違反や加害行為と自殺との間の相当因果関係は否定できないのであり、減責が必要である場合は、相当因果関係を否定するという形ではなく、別の法理を用いてこれを認めていくべきである。
- (66) 2014年の判決である【22】判決は、いじめについての予見可能性を否定したものであり、自殺についての予見可能性を問題としたものではそもそもない。
- (67) 【25】、【28】の事案に関連して、大津地判2014年1月14日判時2213号75頁は、中学校が行ったいじめアンケートの結果について校長が原告に内容を部外秘とする旨を確約する書面の提出を求めたり、いじめの存否に関する記載のある文書の開示請求について教育委員会教育長が一部を不開示とする旨の処分をしたりした（さらに一部の資料についてはその存在すら明らかにしなかった）ことを違法とした。